

○ 今年度に行った決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けた日から決定までに60日超を要したものの(資料8)

法人名	件名	答申年月日	決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
大阪大学	歯学部 of 訴訟担当部又は課が弁護士等との打合せ等に使った記録・メモ等打合せ内容が分かる資料	H18. 6. 26	H19. 1. 24	212	答申内容は、不開示とした本学の決定を妥当であると認めたものになっており、また、内閣府情報公開・個人情報保護審査会から異議申立人に対して答申書の写しが送付されることになっていたことから、改めて決定を行う必要がないと誤って理解していたため。
社会保険診療報酬支払基金	地区別基金専任審査員会議記録及び資料	H18. 1. 31	H18. 4. 10	70	異議申立てに対する答申内容及び答申を受けて開示する内容について項目数が多かったため。また、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	社会保険事務局社会保険管理科との打合せ会資料	H17. 10. 12	H18. 9. 5	329	異議申立てに対する答申内容及び答申を受けて開示する内容について項目数が多かったため。また、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。